

令和3年度 入札契約制度の変更について (お知らせ)

高槻市総務部契約検査課 TEL072-674-7502
水道部総務企画課 TEL072-674-7952

令和3年度の入札契約制度の主な変更点についてお知らせします。

1 受注者の資金調達円滑化に取り組みます

(1) 令和3年4月から、前金払の適用範囲を拡大します。

- ・ 土木建築工事の前金払及び中間前金払の支払限度額を撤廃し、前金払は契約金額の40%、中間前金払は契約金額の20%を上限とします。
- ・ 測量・建設コンサルタント等業務委託にも適用を拡大し、前金払は契約金額の30%を上限とします。

(2) 令和3年4月から、前金払、部分払、中間前金払の支払い時期を、原則として請求を受けた日から14日以内に短縮します。

完成時の請負代金については、従来どおりの取扱いとします。

(従来は、前金払、部分払の請求後40日以内、中間前金払は30日以内の支払いとしていました。)

2 契約保証金の免除について

新型コロナウイルス感染症に係る事業者等への市独自の支援施策として、令和2年度は、市内に本店または営業所を置く中小企業及び個人事業者を対象に、契約の相手方に求めている契約保証金を免除する取扱いを実施してきましたが、令和3年度の契約についても特例事項として継続して実施します。

3 監理技術者の専任配置緩和について

令和3年4月以降に高槻市と契約を締結する工事のうち、監理技術者を専任で配置する必要がある工事において、主任技術者の要件を満たし、かつ、新たに創設された技士補の資格を有する者を監理技術者補佐として専任配置することにより、監理技術者を2つの現場に兼任配置することができます。

4 押印の見直しを行い、入札書類を簡素化します

(1) 令和3年4月から、入札書類の押印見直しに伴って書式を大幅に変更します。

- ・ 制限付一般競争入札参加申出書の押印を廃止します。
- ・ 入札書郵送用指定封筒の記載欄を簡略化し、代表者職氏名と電話番号を削除します。
- ・ 入札立会確認書の押印を廃止し、同時に入札立会人委任状も不要とします。
- ・ 工事書類のうち、着工届や完了届等、押印が廃止になるものがあります。

※ 入札書、請求書、兼任届等については、引き続き押印が必要になります。

(2) 令和3年4月から、制限付一般競争入札参加申出書の書式を簡素化します。

- ・ 手持ち工事、優良工事の記載欄を削除します。
- ・ 施工実績のうち、高槻市の発注工事については記載不要とし、実績を有している場合は、□にチェックを入れる方式に改めます。
- ・ 測量・建設コンサルタント等業務委託についても同じ取り扱いになります。

発注番号：〇〇 件名：〇〇工事	
制限付一般競争入札参加申出書	
(以下の黄色部分に該当する事項を全て入力して作成してください。)	
1 商号又は名称	
商号又は名称	
2 設計図書等の購入先	
販売店名	
3 配置予定技術者に関する事項	
申込み入札案件の配置予定技術者（高槻市に技術者として登録されている者）の氏名を記入してください。 契約締結日まで変更可能です。	
氏名	
4 施工実績に関する事項	
<input type="checkbox"/> 高槻市の施工実績（入札要綱に示すもの）を有している場合は左の□にチェックを入れてください。	
高槻市以外の発注による施工実績の場合は記入してください。	
発注者	件名

5 工期の余裕期間制度を導入します

令和3年4月から、工事着工前に労働者の確保や建設資材の調達を行うことが可能となる、余裕期間制度を一部の工事を導入します。対象工事については、入札公告等に余裕期間制度活用工事であることを明記します。

導入する方式は以下の2方式です。

(1) 発注者指定方式

発注者が工事着工日及び工事完成期限を指定する方式です。

(2) 任意着手方式

発注者が示した工事着工期限までに、受注者が工事着工日を設定する方式です。

その他のお知らせ

6 入札の質問回答の取り扱いを変更します

(1) 入札の質問回答では、設計図書に関する質問に回答します。入札参加資格や入札手続きに関する質問には随時回答しますので、質問受付期間に限らずお問い合わせください。

(2) 次の質問にはお答えできませんので、ご注意ください。

- ・ 受付期間を過ぎたもの
- ・ 設計図書に関係のないもの
- ・ 入札参加者以外（匿名を含む）のもの
- ・ 回答に対する再質問（原則お答えしません。）

(3) 質問方法は、FAXに加えて電子メールでも受付いたします。なお、回答方法は、一般競争入札はホームページにて、指名競争入札は電子メールにて行います。

7 制限付一般競争入札の発注予定

公 告 日		
4月	2日(金)	9日(金)
	23日(金)	
5月	7日(金)	21日(金)
6月	18日(金)	
7月	2日(金)	16日(金)

公 告 日		
8月	6日(金)	20日(金)
9月	3日(金)	
10月	1日(金)	15日(金)
	29日(金)	
11月	19日(金)	
1月	7日(金)	

※公告日を変更・追加する場合は、市ホームページにてお知らせします。

公表時刻は午後5時を予定しています。市ホームページのメニュー「入札・契約」で公表するほか、契約検査課掲示板、本館1階行政資料コーナーでもお知らせします。

8 手持ち工事数の制限と申込みできる件数の制限

※ 前年度から変更はありません。

(1) 手持ち工事数の制限

手持ち工事数の制限は、最高3件（準市内業者は1件）です。

手持ち工事とは、契約検査課が発注した工事（水道部を含む）で、本年度の市内・準市内業者を対象とした制限付一般競争入札において、落札した案件（契約手続中、低入札価格調査中及び共同企業体受注工事を含む）で、かつ、完成検査の完了していないものとしします。

※「手持ち工事数」及び「申込みできる件数」の判断基準日は、開札日現在です。

（技術者の配置に係る判断基準日も開札日現在です。）

(2) 申込みできる件数の制限

同一公告日に発注する案件において、申込みできる件数は、手持ち工事数の制限と合わせて次の表のとおりです。なお、技術者が配置できる範囲に限ります。

また、市内業者の第2希望登録業種については、最大で1件となります。

【同一公告日に申込みできる件数】

手持ち工事数	市内業者	準市内業者
なし	第1希望・第2希望（1件のみ）合わせ 3件	第1希望・第2希望いずれか 1件
1件	第1希望・第2希望（1件のみ）合わせ 2件	申込みできません
2件	第1希望・第2希望いずれか 1件	
3件	申込みできません	

※共同企業体結成を条件にした契約案件は、代表者及び構成員を問わず、それぞれ1件とカウントします。

(3) 測量・建設コンサルタント等業務委託に係る制限付一般競争入札については、市内、市外業者とも（2）表の市内業者が申込みできる件数を準用します。

(4) 市内・準市内の制限を付さない建設工事に係る制限付一般競争入札については、手持ち工事数及び申込み可能件数の制限を適用しません。（ただし、市内・準市内業者と共同企業体結成を条件にした入札案件は除きます。）

(5) 令和3年度からの新規業者は、令和3年度の制限付一般競争入札に参加することはできません。

押さえておくべきポイント

- 手持ち工事がある場合は申込みできる件数が減ります。
- 第2希望の申込みは1件のみです。
- 開札日と検査完了日が同一日の場合は手持ち工事となります。
- 契約検査課案件及び水道部案件が対象となります。
- 共同企業体構成員も対象となります。
- 指名競争入札案件は対象となりません。